

平成24年4月16日(2)

開議 14時15分

○議長 磯永優二君

皆さん、こんにちは。只今の出席議員は、15人であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。

議事に入る前に、皆さんに、ご報告いたします。

先日の本会議終了後に開催されました、議会運営委員会におきまして、委員長及び副委員長が互選されましたので、お知らせいたします。

委員長には、鎌田晃二議員、副委員長には、福井昌文議員。以上のとおりでございます。これで報告を終わります。

それでは、日程第1 議案第43号を議題といたします。

議案第43号は、議会運営委員会提出の議案であります。委員長に提案理由の説明を求めます。鎌田委員長。

○6番 鎌田晃二君

皆さん、こんにちは。それでは、議案第43号 豊前市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明をしたいと思います。

4月10日の議会運営委員会におきまして、各常任委員会の定数を5から7に、審査の充実を図るためには良いだろうという意見が出ました。また、定数の表記が何名ということになっているのを、全国議長会の標準条例に合わせて、人にするということで意見があり、今回、条例の提出となりました。以上です。よろしく願いいたします。

○議長 磯永優二君

委員長の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって、討論を終わります。

これより、採決に入ります。議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで議事運営上、暫時休憩いたします。

休憩 14時19分

再開 14時30分

○議長 磯永優二君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務委員会委員には、平田精一議員、安江千賀夫議員、尾澤満治議員、宮田精一議員、渡邊 一議員、秋成茂信議員、そして、私、磯永優二、以上、7人を総務委員会といたします。

文教厚生委員会委員には、鈴木正博議員、福井昌文議員、鎌田晃二議員、岡本清靖議員、榎本義憲議員、尾澤満治議員、山崎廣美議員、以上7人を選任いたします。

産業建設委員会委員には、黒江哲文議員、福井昌文議員、鎌田晃二議員、岡本清靖議員、榎本義憲議員、山崎廣美議員、爪丸裕和議員、以上7人を選任いたします。

予算委員会委員には、平田精一議員、岡本清靖議員、榎本義憲議員、尾澤満治議員、山崎廣美議員、渡邊 一議員、秋成茂信議員、そして私、磯永優二、以上8名を選任いたします。

決算委員会委員には、黒江哲文議員、安江千賀夫議員、鈴木正博議員、福井昌文議員、鎌田晃二議員、爪丸裕和議員、宮田精一議員、以上7人を、それぞれ指名いたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、只今、指名いたしました議員を各常任委員会委員に選任することに決しました。

只今、各常任委員が決まりましたので、休憩中に委員会条例第10条の規定により、各委員会を開催し、正副委員長の互選を行うようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 14時33分

再開 15時07分

○議長 磯永優二君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開催されました各委員会におきまして、正副委員長が決まりましたので、報告いたします。

総務委員会、委員長に、尾澤満治議員、副委員長に、平田精一議員。

文教厚生委員会、委員長に、福井昌文議員、副委員長に、鎌田晃二議員。

産業建設委員会、委員長に、岡本清靖議員、副委員長に、黒江哲文議員。

予算委員会は、委員長に、渡邊 一議員、副委員長に、尾澤満治議員。

決算委員会は、委員長に、爪丸裕和議員、副委員長に、鈴木正博議員。以上です。

なお、先程、各常任委員長、並びに議会運営委員長から、閉会中に継続調査申請書が提出されました。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、これを議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本件を議題といたします。

各委員長から申し出のありました案件については、閉会中の継続調査をすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第3 選挙第3号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。同組規約第5条第2項の規定により、本市議会から、4人の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、山崎廣美議員、爪丸裕和議員、渡邊 一議員、それに、私、磯永優二、以上、4人の議員を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました4人の議員を当選人とすることに、ご異議ございませんか、

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、只今、指名いたしました4人の議員が、京築広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました4人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項

の規定により、告知いたします。

続きまして、日程第4 選挙第4号 吉富町外一市中学校組合議会議員の選挙を行います。

同組合規約第5条の規定により、本市議会から、5人の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、黒江哲文議員、鈴木正博議員、尾澤満治議員、山崎廣美議員、秋成茂信議員、以上、5人の議員を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました5人の議員を当選人とすることに、ご異議ございませんか、

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、只今、指名いたしました5人の議員が、吉富町外一市中学校組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました5人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

続きまして、日程第5 選挙第5号 豊前広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。

同組合規約第5条第2項の規定により、本市議会から、5人の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、安江千賀夫議員、福井昌文議員、榎本義憲議員、渡邊 一議員、それに、私、磯永優二、以上、5人の議員を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました5人の議員を当選人とすることに、ご異議ございませんか、

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、只今、指名いたしました5人の議員が、豊前広域環境施設組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました5人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

続きまして、日程第6 選挙第6号 豊前市外二町清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

同組合規約第5条第2項の規定により、本市議会から7人の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、黒江哲文議員、鈴木正博議員、岡本清靖議員、尾澤満治議員、爪丸裕和議員、渡邊 一議員、それに、私、磯永優二、以上、7人の議員を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました7人の議員を当選人とすることに、ご異議ございませんか、

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、只今、指名いたしました7人の議員が、豊前市外二町清掃施設組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました7人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

続きまして、日程第7 選挙第7号 京築地区水道企業団議会議員の選挙を行います。

同企業団規約第5条第2項の規定により、本市議会から、3人の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、福井昌文議員、鎌田晃二議員、榎本義憲議員、以上、3人の議員を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました3人の議員を当選人とすることに、ご異議ございませんか、

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、只今、指名いたしました3人の議員が、京築地区水道企業団議会議員に当選されました。

只今、当選されました3人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

続きまして、日程第8 選挙第8号 豊前市外二町財産組合議会議員の補欠選挙を行います。

同組規約第5条第1項の規定により、本市議会から4人の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、平田精一議員、鎌田晃二議員、岡本清靖議員、宮田精一議員、以上、4人の議員を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました4人の議員を当選人とすることに、ご異議ございませんか、

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、只今、指名いたしました4人の議員が、豊前市外二町財産組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました4人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

続きまして、日程第9 選挙第9号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、投票によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

只今の出席議員は、15人であります。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため、申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次、投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

(投票)

投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に平田精一議員、及び岡本清靖議員を指名いたします。両議員の立会をお願いいたします。

(開票)

開票の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先程の出席議員数に符合しております。その内、有効投票15票、無効投票ゼロであります。有効投票中、磯永14票、宮田議員1票、以上の通りであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、私、磯永優二が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選いたしました。よろしくをお願いいたします。

それでは、これをもって、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を終了いたします。

日程第10 復興支援・政策推進特別委員会の設置についてを議題といたします。前期に引き続き、東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地の復旧・復興支援をはじめ、安全・安心な電力の安定供給、及び県営宇島港の整備促進などに関する審査については、9人の委員をもって構成する復興支援・政策推進特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、そのように取り扱うことに決しました。

お諮りいたします。

只今、設置されました復興支援・政策推進特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、平田精一議員、鎌田晃二議員、岡本清靖議員、榎本義憲議員、尾澤満治議員、山崎廣美議員、爪丸裕和議員、渡邊 一議員、それに、私、磯永優二、以上、9人を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。本会議終了後、第2委員会室において、特別委員会の開催をお願いいたします。

日程第11 同意案第1号 豊前市監査委員の選任についてを議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 釜井健介君

同意案第1号は、豊前市監査委員の選任についてであります。議員のうちから選任した監査委員が任期満了となっているため、豊前市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

選任する委員の氏名、住所、生年月日を申し上げます。



氏名、榎本義憲。住所、豊前市大字堀立665番地の2。生年月日、昭和24年2月11日。63歳であります。

よろしくご同意下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長 磯永優二君

市長の説明が終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、榎本義憲議員の退席を求めます。

(榎本議員、退席)

それでは、監査委員の選任については、市長説明の通り同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案については、市長説明の通り同意することに決しました。

榎本義憲議員の入室を許可します。

(榎本議員、入室)

それでは、榎本義憲議員より、自席におきまして、監査委員就任のご挨拶をお願いいたします。榎本議員。

○8番 榎本義憲君

先程、監査委員ということで、ご同意を頂きまして、本当にありがとうございました。今後は、矢鳴監査委員の意見を十分に尊重し、一委員として、豊前市の予算の執行状況等、いろんな面で精査し、職責を一生懸命全うしていきたいと考えています。

どうか皆さん方の温かいご支援、ご支持をお願いいたしまして、簡単ですがご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長 磯永優二君

続きまして、日程第12 同意案第2号 豊前市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 釜井健介君

同意案第2号は、豊前市教育委員会委員の任命についてであります。豊前市教育委員会委員1名の辞職に伴い、教育委員会委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めます。

任命しようとする者の氏名、住所、生年月日を申し上げます。

氏名、西元孝幸。住所、豊前市大字宇島587番地。生年月日、昭和25年6月8日。

61歳であります。

よろしくご同意下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長 磯永優二君

市長の説明が終わりました。

豊前市教育委員会委員の任命については、市長説明の通り、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案については、市長説明の通り、同意することに決しました。

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

今臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、今臨時会は、本日をもって閉会することに決しました。皆さん、お疲れ様でした。

閉会 15時32分